

## 永住外国人の地方選挙権および重国籍

2010年5月16日(日)

ツルネン マルテイ参議院議員

### 1. 民主党の方針について

民主党は結党時の「基本政策」に「定住外国人の地方参政権などを早期に実現する」と掲げており、この方針は今後とも引き続き維持していきます。

この文章は、民主党「政策集 INDEX2009」に明記してあるものであり、この方針にしたがって、民主党は永住外国人地方選挙権付与法案を今国会に提出することを検討している。

民主党では、2008年1月に「永住外国人法的地位向上推進議員連盟」が設立され、私もそのメンバーに入った。当時、衆参合わせ65名の国会議員が入会し、会長に岡田克也衆議院議員が選ばれた。議員連盟では、2008年5月30日までに6回の勉強会と3回の総会が開かれ、その結果「永住外国人への地方選挙権付与に関する提言」がまとめられた。この提言をもとに法案の検討がなされたが、党内の慎重派を含め各方面から反対の動きが出てきたので、法案の提出時期はまだ明らかではない。

この提言の「はじめに」の部分には、以下のように書かれてある。

我が国の国際化、グローバル化が言われて久しい。外国人登録者総数はすでに200万人を超え、このうち永住資格をもつ外国人は約84万人を占めている。しかし、永住外国人は、我が国において地域社会の一員として、日本人と同様に生活を営んでいるにもかかわらず、その地域社会への政治的参画、すなわち参政権が認められていない。

1995年2月、最高裁はその判決の傍論部分で、永住外国人に法律をもって地方選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではなく、国の立法政策の問題であるとの判決を示した。これを一つの契機に、国会において永住外国人への地方選挙権付与の動きが活発化し、我が党をはじめ各政党が国会に法案提出したものの、いまだ成立には至っていない。

しかし、永住外国人のうち、一般永住者は近年増加を続け、一方で在日韓国人などの特別永住者は、戦後60年にわたって政治的参画の道が閉ざされたまま、高齢化が進んでいる。この問題をこれ以上先送りすることは、政治の怠慢と言わざるを得ない。

こういった問題認識の下、私たちは本年1月に本議員連盟を設立し、永住外国人への参政権付与について改めて検討を重ねてきた。そして慎重な立場をとる識者からのヒアリングも含め、十数回に及ぶ公式・非公式の議論の末、後述のとおり、永住外国人に対し地方選挙権を付与すべきであるとの結論に達した。

本提言は、我が国における永住外国人の現状や参政権付与をめぐる過去の経緯なども踏まえながら、その具体案を示したものである。本提言の考え方と内容に基づき、民主党内において議論を重ね、国会における速やかな法整備がなされることを求める。

また、付与する参政権の範囲について、提言では次のように規定している。

永住外国人に付与する参政権は、地方公共団体(都道府県および市町村)の議会の議員および長の選挙権とする。被選挙権については、その付与を頭から否定するものではないが、知事など公権力の直接的行使を伴う公務員に外国人が就任することについては、たとえ永住者であってもいまだ慎重論が根強い。したがって、まずは選挙権(投票権)に限って付与する。

以上は、議員連盟が2008年にまとめた提言の一部である。その後、民主党が衆議院選挙で大勝利を得て与党になり、多くの新人議員も誕生した。選挙を戦ったマニフェストに付属する「政策集」において、永住外国人の参政権を維持する方針が明記されている。しかし、それにもかかわらず、それに反対する議員も少なくない。

## 2. 重国籍を容認する課題について

日本が成人の重国籍を原則的に認めていないため、さまざまな問題が起きている。たとえば、二重国籍となっている子どもにあたかも父母のどちらかを選ばせるように、どちらかの国の法的絆を放棄させることが決して妥当でないはずだ。

民主党には、重国籍の容認を求める請願書が寄せられているが、以下、その請願書の誓願趣旨の一部を抜粋する。

重国籍者は係争国関係にあたった場合、どちらへの忠誠を誓うのか、などという疑問点が指摘されておりますが、日本国憲法は戦争を放棄しているため、この種の忠誠の衝突はそもそも問題となりません。重国籍を容認している国々の経験上も、忠誠の衝突が実際上の問題となることはなく、むしろ重国籍容認は、国境を越えた平和と友好関係の象徴であり、国内外の他民族どうしが平和的に共存することの励ましとなります。

また、民主党「政策集 INDEX2009」には、以下のように書かれている。

日本では1984年の国籍法改正により「国籍選択制度」が導入され、外国人との結婚や外国での出生によって外国籍を取得した日本人は一定の時点までに日本国籍と外国籍のいずれかを選択することとなりました。法改正以後出生した者がその選択の時期を迎えており、就労や生活、父母の介護などのために両国間を往来する機会が多い、両親双方の国籍を自らのアイデンティティとして引き継ぎたいなどの事情から、重国籍を容認してほしいとの要望が強く寄せられています。こうした要望を踏まえ、国籍選択制度を見直します。

このように、重国籍容認は、多くのメリットを生み出すものであり、かつデメリットの少ないことが確認されつつある。

参考資料：

民主党「政策集 INDEX2009」

永住外国人法的地位向上推進議員連盟「永住外国人への地方選挙権付与に関する提言(案)」

IST 請願の会「請願書」